



八代市からのお知らせです。

みんなではじめる、ごみ減量化！  
げんりょうか

# た 食べきり、を 心がけましょう！



八代市では、一日一人当たり  
50g(たまご1個分)の  
ごみ減量をお願いしています。

ご家庭から出される燃えるごみのうち約半分が「生ごみ」です。

ごみの減量化のために、みなさんに3つの取組みのお願いです。

## 【その1】きれいに食べてごみを減らそう！

料理が残らないように調理して、  
残った料理はフタ付き容器などで保存を。



## 【その2】買い物前に、冷蔵庫の中をチェック！

賞味期限や食材をチェックしてムダなく使いましょう。

## 【その3】外食での食べ残しを減らしましょう！

食べきりタイム  
15分

お店で料理を注文するときも食べることを心掛けましょう！  
特に、お酒の宴席では食べ残しが出やすいので、最後の  
「15分間」は料理を楽しむ時間にしてみましょう♪



※ただし、暴飲暴食をしないで十分健康面に気をつけて食べてください。





八代市からのお知らせです。

## みんなで、ごみ減量化！



八代市では、一日一人当たり  
50g(たまご1個分)の  
ごみ減量をお願いしています。

# 「食品ロス」って、な～に？

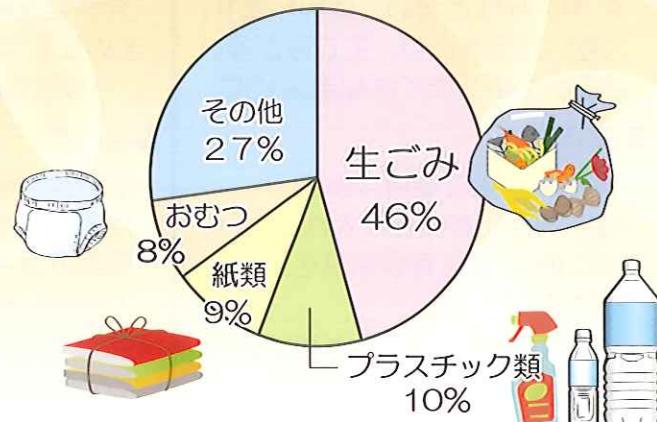
「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられている食べ物のことです

平成26年度に実施した家庭ごみの調査では、

約46%が生ごみという結果でした。

中には、まだ食べられるものや、未開封のまま  
捨てられている食品も含まれていました。

まずは、できることから始めてみませんか？



### 【その1】 買いすぎないように注意しましょう！

食品を必要以上に買って食べきれずに捨ててしまわない  
ように買い物前に冷蔵庫の中をチェックしましょう！



### 【その2】 食材をムダなく使いましょう！

買った食品は賞味期限や消費期限をちゃんとチェックしましょう！



#### ■ひとくちメモ【「賞味期限」と「消費期限」について】



『賞味期限』…おいしく食べることができる期限です。

この期限を過ぎても食べられないということではありません。

『消費期限』…食べても安全な期限です。期限を過ぎたら食べない方が安全です。

\*食品毎に食べられるかどうか判断することが重要です。

\*開封した場合は期限にかかわらず早めの消費を心がけましょう。

食べきりタイム

15分

### 【その3】 外食等での食品ロスを減らしましょう！

外食した時やお酒の宴席では料理の食べ残しが出やすいので、  
最後の15分間は料理を楽しむ時間にしましょう♪

みんなで「地球にやさしい循環型社会」を目指しましょう！



八代市からのお知らせです。

平成28年度【夏号】

# 今日からはじめるごみ減量の 「かきくけこ」 を心がけましょう！



一日一人当たり  
50g(たまご1個分)の  
ごみ減量をお願いします。

ご家庭から出される燃えるごみが増えつつあります。  
ごみを減らす取組みにご協力をお願いします。

か

買い物にはマイバッグで！

げんりょう

レジ袋3枚で約20グラムのごみ減量ができます。



食べきりタイム  
15分

き

きれいに食べてごみを減らそう！

えんせき

外食する時やお酒の宴席では料理の食べ残しが出やすいので、  
「終了前の15分間」は料理を楽しむ時間にしましょう♪

く

クッキング(調理)での食品ロスをなくしましょう！



料理が残らないように調理したり、冷蔵庫の中をチェックして  
食材をムダに捨てないように気をつけましょう。



け

携帯電話やゲーム機(小型電子機器)もリサイクル！



携帯電話やデジタルカメラなどには、貴重な貴金属が含まれています。  
不用になったものは販売店やリサイクルショップなどに出しましょう。

こ

古紙や雑紙を分別して「資源の日」に出しましょう！



「紙製マーク 紙 のないお菓子の紙箱や包装紙は【雑紙】として、  
お住まいの地域の「資源の日」などに出してください。



※裏面の「生ごみ堆肥化容器等設置助成金のご紹介」もご覧ください。



八代市からのお知らせです。

平成 29 年度【冬 号】



しょくひんろす

# 食品ロスを 減らしましょう！

## 食品ロス（しょくひんろす）とは？

※まだ食べられるのに捨てられる食べもののことです。

日本での食品ロスの量は年間に**約 632 万トン<sup>※1</sup>**、国民 1 人あたりで計算すると、毎日お茶碗 1 杯分（約 136 グラム）の食べものを捨てていることになります。

※1：農林水産省・平成 25 年度推計



## ごみの処分に「無許可」の回収業者を 利用しないでください！

家庭ごみは「一般廃棄物」となり、これを収集・運搬・処分するには、

廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物処理業の許可」が必要です。

しかし、無許可で違法に不用品の収集を行っている業者があります。

このような業者の中には、ごみを正しく処理しなかったり、あとから高額な料金を請求する場合があり、各地でトラブルが起きています。

家庭の廃棄物の処理を依頼する場合は、八代市の許可を持っている業者を利用してください。

※許可業者については、市ホームページをご確認いただくか、  
廃棄物対策課（電話 34-1997）までお問い合わせください。